

「河川堤防において、除草後の徒歩点検に変えて変状箇所 (モグラ穴等)を計測できる技術」に関する公募

公募要領

1. 公募の目的

現在、河川堤防管理の現場では、徒歩による目視点検の効率化及び持続的かつ多くの現場で効果を発揮する点検手法の確立と普及が課題である。

これを解決する技術としては、徒歩点検に変えて堤防の変状を機械により計測する技術が考えられるが、機械による計測技術は、近年、様々な技術が開発されており、発注者として使用目的に応じた最適な技術を採用するためには、各技術が有する特徴・性能を客観的かつ定量的に把握し、比較検討する必要がある。

そこで、「公共工事等における新技術活用システム」における「テーマ設定型（技術公募）」の手続きに基づき、「河川堤防において、除草後の徒歩点検に変えて変状箇所(モグラ穴等)を計測できる技術」を募集・選定し、選定した技術に対して設定した評価指標、要求水準、及び試験法に基づく同一条件下の現場実証を行うものとする。また、得られた現場実証結果は、個々の技術の特徴を明確にした資料（以下、「技術比較表」という。）を作成し、公表することで、工事発注に際して発注者が各技術の比較検討に活用できるようにするものとする。

このため、今回、「河川堤防において、除草後の徒歩点検に変えて変状箇所(モグラ穴等)を計測できる技術」を公募するものである。

2. 公募技術

(1) 対象技術

「河川堤防において、除草後の徒歩点検に変えて変状箇所(モグラ穴等)を計測できる技術」

(2) 応募技術の条件等

この公募は「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づき実施するものである。なお、応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

1) 応募資料提出時点において、ア) からエ) のいずれかの技術であること。

ア) 新技術情報提供システム（以下、「NETIS」という。）登録技術であること。

イ) NETIS登録申請中の技術であること。

ウ) 今後、NETIS登録申請予定の技術であること。

エ) NETIS掲載期間終了技術（過去にNETISに登録されていたが、掲載期限を迎えた等のため掲載を終了している技術）であること。

2) 応募技術について、選定、現場実証、技術比較表を作成する過程において、選定、現場実証、技術比較表の作成に係わる者（国土交通省職員、国土交通省から委嘱また

は委託を受けた者に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。

3) 選定された応募技術について技術比較表を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

3. 応募資格

(1) 応募者

応募者は、実施要領で定義する技術開発者とする。

なお、共同開発者がいる場合は、応募に際して共同開発者の同意を得ていること。

(2) その他

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 応募者及び共同開発者は、国土交通省大臣官房技術調査課発注の「平成30年度インフラの点検・診断技術の現場試行調査支援業務」の受注者でないこと。また、同業務の受注者との間に資本・人事面で関連がないこと。

上記の「資本・人事面において関連」があるとは、次のアまたはイに該当することをいう。

ア. 応募者及び共同開発者が、同業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ. 応募者及び共同開発者の代表権を有する役員が、同業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法は紙による郵送又は持参、または電子データによるE-mailでの送信とする。また、電子データが5MBを超える場合は、電子媒体（CD-R）または紙とし、郵送又は持参により提出するものとする。

(2) 提出（郵送）先

〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1

国土交通省 東北地方整備局 企画部 施工企画課 新技術担当 宛

E-mail : thr-koubo-teibou@mlit.go.jp

5. 公募期間

2019年3月25日（月）～2019年5月24日（金）

（締め切り日は、E-mail による提出の場合、17:00 まで受付を行う。郵送又は持参により提出の場合は、締め切り日必着とする。）

6. ヒアリング

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、応募技術の選定を目的としたヒアリングを実施することがある。

なお、ヒアリングを実施する場合は、2019年6月17日（月）から2019年6月28日（金）の期間内に実施するものとし、ヒアリングの実施日時、場所については、2019年6月14日（金）までに別途通知するものとする。

7. 応募技術の選定

応募技術は、応募資料やヒアリング等で確認するものとし、次の条件を全て満たしている場合に選定するものとする。

なお、NETIS登録が行われていない技術が選定された場合でもNETISの登録が保証されるものではない。

- 1) 2. 公募技術（1）対象技術に適合していること。
- 2) 2. 公募技術（2）応募技術の条件等に適合していること。
- 3) 3. 応募資格に適合していること。
- 4) 応募資料に不備が無いこと。

8. 選定結果の通知・公表について

（1）選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知するものとする。

なお、応募する共同開発者に選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者として（2）により公表するものとする。

（2）選定結果の公表

選定された技術は、NETISにおけるNETIS維持管理支援サイト（URL:<http://www.m-netis.mlit.go.jp/>）にて公表するものとする。

（3）選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 現場実証の実施、結果の提出

選定された技術について、以下の各項目に基づき現場実証を行うものとする。

（1）現場実証の実施方法

別紙「評価項目、評価指標及び試験方法」に示す評価項目、評価指標、試験方法に基づ

き、応募者は現場実証を実施し、現場実証結果を提出するものとする。

(2) 現場実証の実施時期等

1) 実施期間は、2019年9月頃を予定しているほか、実施場所は、東北地方整備局北上川下流河川事務所管内の現場を予定しており、詳細は、別途通知するものとする。

2) 立ち会い

国土交通省関係者の立ち会いのもとで現場実証を実施するものとする。なお、関係者には国土交通省から委嘱または委託を受けた者も含まれる。

(3) 現場実証結果の提出

現場実証結果は、別途指定する様式に整理して提出するものとし、測定データから現場実証結果を導く過程の説明資料（様式自由）も合わせて提出するものとする。また、フローや図解を活用した分かりやすい説明資料と合わせて、詳細な説明資料を参照資料として添付することも可能とする。

また、提出期限は、別途通知するものとし、紙による郵送又は持参、または電子データによるE-mailでの送信とする。また、電子データが5MBを超える場合は、電子媒体（CD-R）または紙とし、郵送又は持参により提出するものとする。なお、提出先は4. (2) とする。

(4) その他

現場実証に際して、実施要領に基づく試行調査及び活用効果調査を実施するものとする。

(5) 虚偽・不正等があった場合の措置

1) 現場実証の実施内容及び結果に、虚偽・不正等が認められたとき又は疑いがあるときは、当該技術のNETIS 掲載情報提供を中止するものとする。

2) 1) について、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると東北地方整備局等または東北地方整備局等新技術活用評価会議が判断したときは、当該技術のNETIS 掲載情報を削除するとともに技術比較表から除外するものとする。

3) 1) 及び2) に該当する者からのNETIS 登録申請および技術公募への応募は、当該技術も含め全ての技術を対象としてその受付を拒否することがある。

4) 1) 及び2) に該当する場合は、虚偽・不正等の事実を公表するものとする。

10. 技術比較表の公表

(1) 提出された現場実証結果に基づき作成した技術比較表は、東北地方整備局等新技術活用評価会議において承認を得た後、NETISにおけるNETIS維持管理支援サイト

(URL:<http://www.m-netis.mlit.go.jp/>) にて公表するものとする。

ただし、次の1) から3) の技術は、技術比較表の作成及び公表の対象外とする。

1) 技術比較表の公表時点で、NETISに登録されていない技術（NETIS掲載期間

終了技術を除く)

- 2) 技術比較表の公表時点で、NETIS掲載情報の掲載中止となっている技術
 - 3) 技術比較表の公表時点で、NETIS掲載情報の掲載削除となっている技術
- (2) (1) において技術比較表の作成及び公表の対象外とした技術のうち、次の1) または2) の技術に変更となった場合は、技術比較表に追加掲載して公表するものとする。
- 1) 技術比較表の公表後にNETISに登録された技術
 - 2) 技術比較表の公表後にNETIS掲載情報の掲載中止から掲載再開となった技術
- (3) NETIS掲載期間終了技術については、技術比較表にNETIS掲載期間終了技術である旨を記載して公表するものとする。
- (4) 技術比較表の公表時期は、2019年12月頃を予定している。

1 1. 費用負担

- (1) 応募資料及び応募技術に関する追加資料の作成、提出、ヒアリング、選定された応募技術の現場実証計画（現地の下見を含む）、現場実証の実施及び結果資料の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 国土交通省に提出された応募資料の審査、国土交通省が所有する資料の収集、現場実証場所の提供、現場実証に際して必要となる除草作業、国土交通省関係者による現地立ち会い、現場実証を実施した各技術の技術比較表の作成等に要する費用は、国土交通省の負担とする。
- (3) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用について、国土交通省は負担しないものとする。

1 2. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (4) 公募内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり受け付ける。
 - 1) 問い合わせ先
4 (2) に同じ。
 - 2) 問い合わせ期間
5. 公募期間と同様とする。
 - 3) 問い合わせ方法
FAX、書類郵送、E-mail（様式自由。なお、添付ファイルがある場合は、5MBを超えないこと。）にて受け付ける。
- (5) 本要領に定めのない事項については、「実施要領」によるものとする。

応募資料作成要領

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、国土交通省東北地方整備局等のホームページ (<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00915/shingijutsu/koubo-teibou.html>) 及び新技術情報提供システム（以下、「NETIS」という。）のホームページ (<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Infomation/MainInfomation.asp?TabType=3>) よりダウンロードすることができる。

応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ① 「河川堤防において、除草後の徒歩点検に変えて変状箇所(モグラ穴等)を計測できる技術」申請書（様式－１）
- ② 技術概要書（様式－２）
- ③ 施工実績内訳書（様式－３）
- ④ 添付資料（任意）

※提出資料①、②、③はA４版とすること。ただし、④添付資料は原則A４版とするが、パンフレット等でA４版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。

また、④添付資料には通し番号を記入すること。

※E-mailで提出せず、紙で提出する場合、①、②、③、④はまとめて１部とし、左上角をクリップ等で留め、合計３部（正１部、副２部）提出すること。

※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を、応募者に求めることがある。

2. 各資料の作成要領

(1) 「河川堤防において、除草後の徒歩点検に変えて変状箇所(モグラ穴等)を計測できる技術」申請書(様式－１)

1) 応募者は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（以下、「実施要領」という。）で定義する技術開発者とする。

なお、共同開発者がいる場合は、応募に際して共同開発者の同意を得ていること。「応募者名」は、応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入の上、本人の印を押印すること。また、応募者が「民間企業」の場合は、企業名とその代表者の役職並びに氏名を記入の上、企業印及び代表者の公印を押印すること。

ただし、E-mail又は電子媒体（CD-R）で提出する場合は、押印は不要とする。

複数者が共同で応募する場合は、応募者毎に必要な事項を列記するものとするが、応募者の代表者は最初に記載するものとする。

申請書のあて先は、「国土交通省 東北地方整備局長 宛」とする。

2) 「1. 技術名称」は、NETISに登録された技術名称とすること。また、NETIS登録申請中及び今後登録申請予定の場合は、NETIS登録申請中及び今後NETIS登録申請予定の技術名称とし、技術名称の末尾に「(仮)」と記載すること。

3) 「2. 担当窓口(選定結果通知先等)」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入すること。

複数者が共同で応募する場合については、応募者毎に窓口担当者1名を列記するものとするが、窓口担当者の代表者は最初に記載するものとする。なお、応募者が複数の場合における選定結果の通知は、代表窓口担当者に送付する。

4) 「3. 共同開発者」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。

共同開発者が複数の場合は、共同開発者毎に必要な事項を列記するものとする。

(2) 技術概要書 (様式-2)

1) 技術名称及び副題は(様式-1)と同一のこと。

2) 技術の概要を200字以内で簡潔に記入すること。

記載に当たっては、技術の特徴、現場作業時の使用イメージ、技術のアピールポイント等を記載すること。

3) 技術の詳細は、以下の目次構成に従って記入すること。

①応募技術の特徴

応募技術の特徴について、箇条書きで簡潔に記入すること。なお、必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

②応募技術が画期的な点

応募技術が従来技術等と比べて画期的な技術である点を、箇条書きで簡潔に記入すること。なお、必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

③応募技術を使用する場合の条件(注意)など

技術を使用する現場の条件、あるいは使用する場合の注意点等があれば、箇条書きで具体的に記入すること。

また、応募技術を現場で使用する場合の作業状況が判る写真、模式図、図面等があれば、参照資料として添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。なお、現場作業時に特別な設備や装置等が必要な場合は、それらがわかるような図を必ず添付資料に含めること。

④活用の効果

従来技術に対する優位性、及び、活用した場合に期待される効果(想定でも可)を箇条書きで簡潔に記入すること。

⑤概略費用

応募技術を使用する場合の必要経費(材料費、使用機器等の経費、人件費、その他間接費)について、1000㎡あたりの計測及び計測結果の整理に要する概略費用を記入する

こと。なお、概算内訳書も添付すること。

⑥NETIS 登録

該当部分の□を黒塗り（■に置き換え）し、NETIS へ登録済みの場合は、登録番号を記入すること。

また、NETIS掲載期間終了技術の場合は、NETISに登録されていた際の登録番号を記入すること。

また、NETIS に登録申請手続き中の場合は、申請先の地方整備局名及び技術事務所等名を記入すること。

⑦特許等取得状況（参考）

特許等取得状況は、応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、当該部分の□を黒塗り（■に置き換え）すること。また、特許及び実用新案等を取得している場合は、取得年も合わせて記載すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑧建設技術審査証明等（参考）

応募技術が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書、または、民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定（昭和62 年建設省告示1451 号）に基づく審査証明書を取得している場合は必要事項を記入すること。

また、応募技術が過去に建設技術評定規定（昭和53 年建設省告示976 号）、または港湾に係わる民間技術の評価に関する規定（平成元年運輸省告示第341 号）に基づいた評価等を取得している場合は必要事項を記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑨表彰経歴（参考）

応募技術が過去に他機関で実施されている表彰制度等で表彰を受けている場合は、表彰制度名、受賞名及び受賞年を記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑩施工実績（参考）

応募技術のこれまでの施工実績件数をそれぞれの機関毎に記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑪添付資料一覧

添付する資料名を本様式に記入すること。

なお、以下の添付資料を作成又は取得している場合は必ず添付すること。

添付できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。

- ・添付資料－1：応募技術のパンフレット（参考）
- ・添付資料－2：特許等の公開・公告された写し（公開特許公報のフロントページ（特許番号、発明の名称が記載されているページ）のみ添付すること。）（参考）
- ・添付資料－3：建設技術審査証明書等（⑧に定める各証明書等）の写し（参考）
- ・添付資料－4：表彰状等の写し（参考）

上記添付資料も含め、応募する際の各添付資料の枚数はA4 版各10 枚（パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする）程度とする。

なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号（例：添付資料－1）をつけること。

ただし、添付資料－1～4の中で該当する資料がない場合で、その他の資料を添付する場合は、添付資料番号を繰り返さないこと。

（3）施工実績内訳書（様式－3）

応募技術のこれまでの施工実績がある場合には、最新のものより10件まで記入すること。

（4）添付資料（任意）

その他応募技術の説明に必要な資料があれば、添付すること。